

申請

平成 26 年 2 月 20 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

岩手県知事
達増 拓也



原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく平成 25 年 10 月 21 日付け指示のうち、記の 1 に記載されている県の定める管理計画については、平成 26 年 2 月 20 日付けで一時取り下げます。

なお、内容を再検討し、適切な管理計画を策定し、実施できる態勢が整った段階で、再度提出します。